

商工会議所会員の皆さまへ

企業を労働災害
リスクから守る

業務災害

補償プラン

—— 2014年4月1日以降始期加入用 ——

新規・更改の申込

加入申込期間 2014年2月10日～3月31日

保険期間 2014年4月1日 午後4時～2015年4月1日 午後4時

中途加入の申込

加入申込期間 加入月の前月1日～前月末日

保険期間 毎月1日 午後4時～2015年4月1日 午後4時

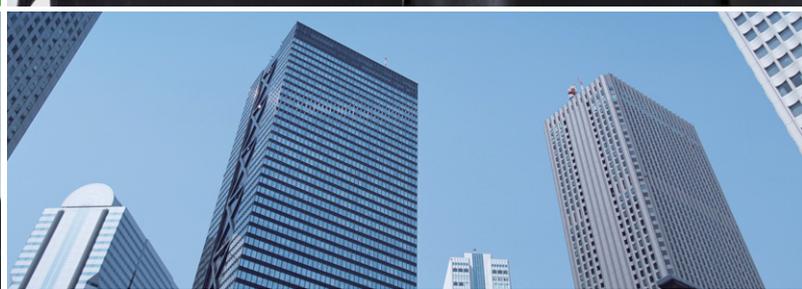
普通傷害保険

- 役職員包括契約特約
- 就業中のみの危険補償
(事業主・役員・従業員)
特約

+

使用者賠償責任
補償特約

保険料が
約56%割引!



日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/>

会社経営にはさまざま

リスク
1

就業者や通勤途中の事故による社員のケガ

労災事故は交通事故より多発しています!

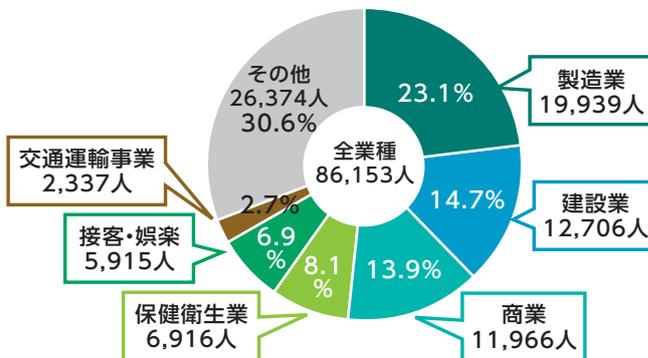


労災事故は交通事故より発生率が高い!



※1 政府労災新規受給者数を平均就業者数で割り、その数値に1,000(人)を掛けて算出。
 出典：厚生労働省「労働基準情報 労働基準行政の概要 平成24年」、総務省「労働力調査 平成24年」
 ※2 交通事故死傷者数を総人口数で割り、その数値に1,000(人)を掛けて算出。
 出典：警察庁「交通事故の発生状況 平成24年」、総務省「人口推計 平成24年」

業種別労災事故発生状況(死傷者数の構成比)



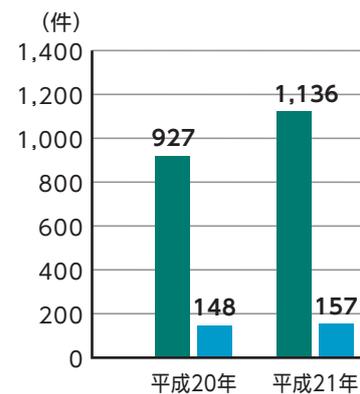
厚生労働省「労働災害発生状況 死傷災害(業種別)」平成25年11月7日現在

リスク
2

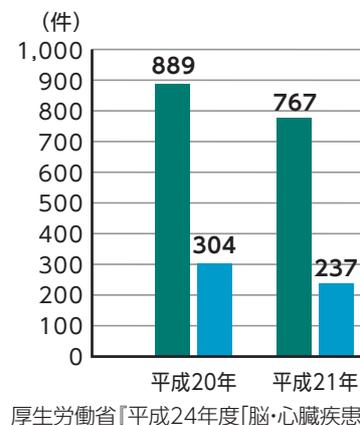
うつ病など過労などに

うつ病などの精神障害における労災請求は5年間で1.3倍増加!

精神障害などによる労災請求



脳・心臓疾患など(「過労死」などの)



厚生労働省「平成24年度「脳・心臓疾患

日本商工会議所の業務災害補償プラン

な **リスク** が潜んでいます!

の「心の病」や よる脳・心臓疾患



件数の推移

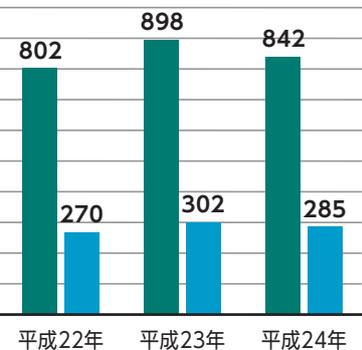
■ 精神障害 ■ うち自殺 (未遂を含む。)



年々
増加傾向!

事案)による労災請求件数の推移

■ 脳・心臓疾患 ■ うち死亡



と精神障害の労災補償状況』まとめ

リスク
3

賠償事故による 高額な賠償損害

損害賠償金額の高額化。
2億円近いものも!



■ 労働災害関係高額判決事例

判決容認額等	業種	判決年	事故内容
1億9,400万円	飲食業	平成22年 (鹿児島地裁)	過重労働が原因で、脳に重篤な障害を負い寝たきりになる
1億8,989万円	製造業	平成20年 (大阪地裁)	異動先での長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる
1億6,524万円	製材業	平成6年 (横浜地裁)	落下材木が頭部を直撃したことにより、重篤な障害となる
1億3,500万円	病院	平成14年 (大阪地裁)	研修医が過労により急性心筋梗塞を発症し死亡
1億2,588万円	広告業	平成8年 (東京地裁)	過剰な長時間労働によりうつ病を発症し自殺
1億1,111万円	食品製造業	平成12年 (広島地裁)	過酷な環境と部下指導の悩みからうつ病を発症し自殺
1億398万円	協同組合	平成21年 (釧路地裁)	労働環境が変化し業務量の増加からうつ病を発症し自殺
9,905万円	建設業	平成22年 (福岡地裁)	現場監督が長時間労働によりうつ病を発症し自殺

2億円
近いものも!

2013年9月末時点引受保険会社調べ

では、そんなリスクに対応できます。

次ページへ

従業員を守る補償

オプションも選べて幅広く補償します！

業務上および、
通勤途上のケガを補償！

ニーズにあわせて、
オプション補償を追加！

基本補償

補償内容は就業中のみの危険補償となります。

死亡・後遺障害保険金

死亡されたとき、
後遺障害が残ったとき

足場を踏み外して高所から転落しケガをして亡くなった。または後遺障害が残った。



入院保険金

入院されたとき

重機の下敷きになってケガをして入院した。



手術保険金

手術を受けたとき

出勤途中、交通事故でケガをして入院し、手術を受けた。



通院保険金

通院されたとき

会社の階段で転んでケガをして通院した。



主なオプションの補償

自由にお選びいただけます。
必ず基本補償とセットでご契約ください。

休業保険金補償特約

保険期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより就業不能となられた場合に、免責期間^(※)を超えて就業不能である期間1日につき、てん補期間^(※)を限度として、休業保険金日額をお支払いします。^(注)(定額)
(※)免責期間は0日、7日、14日のいずれかを、てん補期間は90日、180日、365日、730日のいずれかを、それぞれご選択いただけます。

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金・通院保険金・事業主費用保険金・休業保険金をお支払いします。

業務上疾病補償特約

業務に起因して生じた症状についても、傷害保険金(基本補償)をお支払いします。また、事業主費用保険金、傷害医療費用保険金および休業保険金をお支払いする特約をセットされている場合は、その保険金をお支払いします。

傷害医療費用保険金支払特約

保険期間中の事故によりケガをされ、治療を要した場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が負担された、公的医療保険制度の一部負担金や差額ベッド代、入院・転院・退院時の交通費、医師の指示により行った治療にかかわる費用等を補償します。^(注)(実費)

被保険者は、始期日時時点で満69才未満の方とします。被保険者の中に始期日時時点で満69才以上の方を含む場合の引受方法については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)本特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

メリット

①

保険料は団体契約のため約56%割引です！

この保険は日本商工会議所が保険契約者となる団体契約のため、団体割引30%、過去の損害率による割引30%、大口契約割引10%を適用して約56%割引でご加入できます。

メリット

②

「売上高」等から保険料算出が可能

貴社の業種および年間売上高(または賃金総額)から保険料計算上の被保険者数を算出しますが、正規従業員はもちろん、パート・アルバイト・臨時雇いの方も全員まとめて補償します。

メリット

③

経営事項審査で15ポイントの加点評価！(平成26年1月1日現在)

「業務災害補償プラン」は「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、経営事項審査で審査項目の「労働福祉の状況(W1)」において15ポイントの加点評価を得られます。

企業を守る補償

起こりうる大きな負担に備えましょう！

労働災害事故による企業の法律上の損害賠償責任を補償！

基本補償

使用者賠償責任補償特約

使用者賠償保険金

業務上の事由による保険期間中の従業員のケガ^(※)または病気^(※)のため、事業主が法律上の損害賠償責任を負われた場合、使用者賠償保険金をお支払いします。^(注)(実費)
(※)労災保険法等の給付が決定されたケガまたは病気に限ります。

使用者費用保険金

業務上の事由による保険期間中の従業員のケガまたは病気について、事業主が法律上の損害賠償責任の解決のため負担された訴訟費用や示談交渉費用等を補償します。^(注)(実費)

主なオプションの補償

事業主費用補償特約

死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に事業主の方が実際に負担された、葬儀費用や花代等の臨時の費用を補償します。^(注)(実費)

(注)本特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

■法律上の責任を負う労働災害事故とは…

次のような労働災害事故により貴社が法律上の損害賠償責任を負うおそれがあります。

a 工作物責任

漏電による災害によりケガをしたなど、建物や設備の欠陥による労働災害事故

b 雇用契約上の債務不履行責任

工作機械に安全装置がついていなかったためにケガをしたなど、安全維持の配慮を欠いていたための労働災害事故

c 使用者責任

フォークリフトの操作ミスにより、同僚を負傷させるなど、従業員の過失による労働災害事故

保険料例

■ご加入プラン補償内容(下記プラン以外のプランも設計可能です。)

死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	使用者賠償責任保険金額(1名/1災害)	オプション 事業主費用保険金
3,000万円	10,000円	入院中10倍 入院中以外5倍	5,000円	1億円	300万円

■保険料

加入条件 | 事業種類:建築事業 加入期間:12か月
年間売上高:200百万円、被保険者数:10名、職種級別:B

	①単独でご契約される場合	②本制度に加入される場合	差額
月払保険料	65,190円	32,120円	▲ 33,070円
年間保険料	782,280円	385,440円	▲396,840円

※前年度にご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(注1) 保険料は、次の割引条件によるものです。①単独でご契約される場合: 役員包括団体割引10%、団体割引適用なし、過去の損害率による割引適用なし。②本制度にご加入される場合: 大口契約割引10%・団体割引30%・過去の損害率による割引30%を適用したものです。

(注2) 「就業中のみの危険補償(事業主・役員・従業員)特約」をセットされた場合の保険料です。

(注3) 適用保険料は、被保険者ごとまたは明細ごと、かつそれぞれの保険金および特約ごとに計算するため、上記計算結果と異なる場合があります。

補償内容および保険料については取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

同じ保険金額でも、保険料は**毎月33,070円、年間で396,840円**もお得!

【保険料の払込方法】 保険料はご指定の預金口座から**毎月23日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)**に引き落とさせていただきます。

【制度維持費について】 ご加入者1名につき制度維持費として保険料とは別に、保険契約者である日本商工会議所に**月々100円**をお支払いいただきます。

補償の詳細

この保険では、日本国内・日本国外における事故が補償の対象となります。
(使用者賠償責任補償特約を除きます。)

保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合

この保険では、就業中のみの危険補償(事業主・役員・従業員)特約がセットされておりますので、傷害保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。)は、就業中のケガ*のみが保険金のお支払いの対象となります。通常の通勤途上のケガ*もお支払いの対象となります。

*印を付した用語については、9ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用したの運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
後遺障害保険金 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 原因がいかかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ● 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
入院保険金 	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合	[入院保険金日額]×[入院*した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
手術保険金 	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられたとき。	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術*の場合 [入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額]×5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限り、また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	補償対象外となる運動等 山岳登山* ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機* ^(※2) 操縦* ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機* ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。 (※3) 職務として操縦する場合を除きます。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。
通院保険金 	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものと同みなします。	[通院保険金日額]×[通院*した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償（使用者賠償責任補償特約）	使用者賠償保険金^(※) （★使用者賠償責任補償特約） (注1) 実際的人数で追加する役員の方々は、補償対象者にすることができません。 (注2) この特約をセットするには、引受保険会社が規定する所定の要件を満たすことが必要です。	業務上の事由による保険期間中の補償対象者 ^(※1) のケガ [*] または病気 [*] （労災保険法等 [*] の給付が決定されたケガまたは病気に限ります。）のため、被保険者 ^(※2) が法律上の損害賠償責任を負われた場合で、損害賠償責任額が次のアからウまでの金額の合計額を超えたとき。 ア. 労災保険法等により給付されるべき金額（「特別支給金」を含みません。） ^(※3) イ. 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ウ. 法定外補償規定等 [*] により被保険者 ^(※2) から補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額 (※1) 「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (※2) 「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者（保険契約者が事業者によって構成された団体である場合は、保険契約者またはその構成員である補償対象者を使用する事業者）をいいます。 (※3) 労災保険法等により給付されるべき額が年金をもって定められている場合は、前払一時金の額等とします。	1回の災害 ^(※) につき、[損害賠償責任額]－[左記「保険金をお支払いする場合」のAからUまでの金額の合計額]をお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。 (※) 発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務上の事由によって被ったケガ [*] または病気 [*] をいいます。 (注) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの事業場責任者の故意によるケガ[*]または病気[*] ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガまたは病気 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガまたは病気 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガまたは病気 ● 風土病によるケガまたは病気 ● 職業性疾病[*]によるケガまたは病気 ● 被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間の損害賠償に関する契約または法定外補償規定等[*]がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ● 被保険者が個人の場合は、その被保険者と同居および生計を共にする親族[*]が被ったケガまたは病気に対する損害賠償金または費用 ● 労働基準法による休業補償または船員法による傷病手当の補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ● 労災保険法等[*]によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被保険者が負担する金額 ● 労災保険法等の施行地外において行う事業に従事する補償対象者のケガまたは病気 <p style="text-align: right;">など</p>
	使用者費用保険金^(※) （★使用者賠償責任補償特約） (注1) 実際的人数で追加する役員の方々は、補償対象者にすることができません。 (注2) この特約をセットするには、引受保険会社が規定する所定の要件を満たすことが必要です。	業務上の事由による保険期間中の補償対象者 ^(※1) のケガ [*] または病気 [*] について、被保険者 ^(※2) が、法律上の損害賠償責任の解決のために、訴訟・和解・調停・仲裁費用・示談交渉費用 ^(※3) 、引受保険会社への協力費用または権利保全行使費用を負担したとき。 (※1) 「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (※2) 「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者（保険契約者が事業者によって構成された団体である場合は、保険契約者またはその構成員である補償対象者を使用する事業者）をいいます。 (※3) 引受保険会社の書面による同意を得て支出したものに限りします。	左記「保険金をお支払いする場合」の費用の全額をお支払いします。 (注1) 訴訟・和解・調停・仲裁費用、示談交渉費用については、[損害賠償責任額]－[使用者賠償保険金の「保険金をお支払いする場合」のAからUまでの金額の合計額]が1回の災害 ^(※) に適用する保険金額を超える場合は、保険金を削減してお支払いします。 (注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※) 発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務上の事由によって被ったケガ [*] または病気 [*] をいいます。	
オプション（特約）	特約名	特約の説明		
	使用者賠償責任下請負人追加補償特約 (注) 貴社が建設業者である場合のみセットできます。	使用者賠償責任補償特約の被保険者を、保険加入者およびその下請負人 ^(※) （保険加入者および下請負人が事業者によって構成された団体である場合は、保険加入者および下請負人またはその構成員である補償対象者を使用する事業者）とします。 (※) 建設業法第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。		
	死亡のみ補償特約	補償対象者が労働災害によって死亡した場合のみ、使用者賠償保険金または使用者費用保険金をお支払いします。ただし、労災保険法等によって給付が決定された場合に限りします。		

(※) 被保険者が労災保険法等の施行地内において行う事業に従事する補償対象者のケガまたは病気が対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>事業主費用保険金</p> <p>(★事業主費用補償特約)</p> 	<p>死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者^(*)が臨時に費用を負担された場合</p> <p>(*)1「被保険者」とは、保険契約者(保険契約者が連合体の場合は、補償対象者^{(*)2}が所属する組織または補償対象者と雇用関係のある事業主)をいいます。</p> <p>(*)2「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。</p>	<p>被保険者が実際に負担された次のア～オの費用で、かつ、社会通念上妥当な費用に対して、被保険者に保険金をお支払いします。</p> <p>ア. 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用</p> <p>イ. 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の搜索費用、移送費用等の救済費用</p> <p>ウ. 事故現場の清掃費用等の復旧費用</p> <p>エ. 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用</p> <p>オ. その他死亡保険金または後遺障害保険金の支払事由に直接起因して負担した費用</p> <p>(注1) 補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用は、100万円が限度となります。</p> <p>(注2) 保険金のお支払額は、事業主費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 事業主費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、事業主費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いしない場合</p> <p>など</p>
<p>休業保険金</p> <p>(★休業保険金補償特約)</p> 	<p>保険期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガ[*]により就業不能[*]となり、その状態が免責期間[*]を超えて継続した場合</p> <p>(注)【再度就業不能となった場合の取扱い】 免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガによって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。</p>	<p>[休業保険金日額]×[就業不能期間の日数]をお支払いします。</p> <p>(注1)「就業不能期間」とは、てん補期間[*]内における被保険者の就業不能[*]の日数をいいます。</p> <p>(注2) 平均所得日額[*]が休業保険金日額より小さい場合は、平均所得日額を休業保険金日額として保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注3) 保険期間中かつ休業保険金のお支払いを受けられる期間内に、さらに休業保険金のお支払いを受けられるケガ[*]を被った場合は、休業保険金を重ねてはお支払いしません。(後のケガについてはその事故の発生の日に就業不能をきたしたものとみなし、新たに免責期間[*]およびてん補期間を適用します。)</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のケガ[*]</p> <p>●免責期間[*]を超える就業不能[*]の終了した日からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に再発した就業不能</p> <p>など</p> <p>(注) ご契約をお引受した場合でも、保険期間の開始時^(*)より前に発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。</p> <p>(*) この特約をセットしたご契約を継続された場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
<p>傷害医療費用保険金</p> <p>(★傷害医療費用保険金支払特約)</p> 	<p>保険期間中の事故によりケガ[*]を被り治療[*]を要した場合で、そのケガの治療のため被保険者が次のいずれかの費用を負担されたとき</p> <p>ア. 治療のために病院・診療所に支払った費用[*]</p> <p>イ. 入院[*]、転院[*]または退院のための被保険者に係る移送費および交通費</p> <p>ウ. 医師[*]の指示により行った治療にかかわる費用、医師の指示により購入した治療にかかわる薬剤、治療材料、医療器具の費用その他の医師が必要と認めた費用</p>	<p>事故の発生の日からその日を含めて365日以内に被保険者が負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、傷害医療費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を被保険者が負担した費用から差し引きます。</p> <p>●公的医療保険制度[*]または労働者災害補償制度[*]を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付[*]</p> <p>●加害者等から支払われた損害賠償金 など</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」のケガ[*]</p> <p>など</p>
<p>特約名</p>	<p>特約の説明</p>		
<p>就業中のみの危険補償(事業主・役員・従業員)特約</p> <p>(注) すべてのご契約にセットしていただきます。(実際的人数で追加する役員の方々などは、セットの有無を選択できます。)</p>	<p>次に掲げるケガ[*]に限り、傷害保険金をお支払いします。</p> <p>① ②以外の場合 職業または職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)のケガ</p> <p>② 被保険者が企業等の役員または事業主である場合 次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ</p> <p>ア. 企業等の役員または事業主としての職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)で、かつ、次のいずれかに該当する間 ・企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中(被保険者の休暇中を除きます。) ・企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 ・取引先との契約、会議(会食を主な目的とするものを除きます。)等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間</p> <p>イ. 被保険者に対し労災保険法等^(*)による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事間および通勤中</p> <p>(*) 日本国の労働災害補償法令をいいます。</p>		

特約名	特約の説明															
<p>業務上疾病補償特約</p> 	<p>傷害保険金、事業主費用保険金、傷害医療費用保険金および休業保険金は、「業務に起因して生じた症状」についても、保険金をお支払いします。</p> <p>「業務に起因して生じた症状」とは、被保険者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則別表第1の2第二号から第十一号までに掲げる病状(暑熱な場所における業務による熱中症・気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症・寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷・高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病 等)のうち、次の①～③の要件をすべて満たすものをいいます。</p> <p>①偶然かつ外来によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因が時間的および場所的に確認できるもの</p> <p>(注)被保険者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明らかなもの^(※1)、または疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの^(※2)、かぜ症候群は除きます。</p> <p>ただし、死亡保険金については、下表の死亡保険金支払いの対象となる症状に限りします。</p> <table border="1" data-bbox="352 416 1501 577"> <thead> <tr> <th>外因の分類項目</th> <th>分類コード</th> <th>具体的な症状の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱および光線の作用</td> <td>T67</td> <td>熱射病、日射病</td> </tr> <tr> <td>気圧および水圧の作用</td> <td>T70</td> <td>潜函病<減圧病></td> </tr> <tr> <td>低酸素環境への閉じ込め</td> <td>W81</td> <td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td> </tr> <tr> <td>高圧、低圧および気圧の変化への曝露</td> <td>W94</td> <td>深い潜水からの浮上による潜水病</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)分類コードは平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の上表に規定されたものとし、外因の分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p>(※1)「被保険者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明らかなもの」とは、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉塵(じん)を飛散する場所における業務によるじん肺症、じん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。</p> <p>(※2)「精神的ストレスを原因とするもの」とは、ストレス性胃炎等をいいます。</p>	外因の分類項目	分類コード	具体的な症状の例	熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病	気圧および水圧の作用	T70	潜函病<減圧病>	低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への曝露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病
外因の分類項目	分類コード	具体的な症状の例														
熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病														
気圧および水圧の作用	T70	潜函病<減圧病>														
低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症														
高圧、低圧および気圧の変化への曝露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病														
<p>条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (注)すべてのご契約に自動的にセットされます。</p>	<p>保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p>															
<p>天災危険補償特約</p>	<p>地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も、傷害保険金、事業主費用保険金、傷害医療費用保険金および休業保険金をお支払いします。</p>															
<p>後遺障害等級第1～7級限定補償特約</p>	<p>後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害*が生じた場合のみ、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。</p>															
<p>入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更(エクセス)特約</p>	<p>事故の発生の日から起算して加入者証記載の日数を経過するまでの期間に対しては、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いしません。ただし、手術保険金については、その日数を経過後に入院保険金または通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合に限り、その日数を経過するまでの期間中に受けた手術*に対してもお支払いします。</p>															
<p>【60日用】入院保険金支払限度日数変更特約</p>	<p>入院保険金の支払限度日数を180日から60日、90日または120日に変更します。(お支払いの対象となる期間は、事故の発生の日からその日を含めて180日のままとなります。)</p>															
<p>【90日用】入院保険金支払限度日数変更特約</p>	<p>入院保険金の支払限度日数を180日から60日、90日または120日に変更します。(お支払いの対象となる期間は、事故の発生の日からその日を含めて180日のままとなります。)</p>															
<p>【120日用】入院保険金支払限度日数変更特約</p>	<p>入院保険金の支払限度日数を180日から60日、90日または120日に変更します。(お支払いの対象となる期間は、事故の発生の日からその日を含めて180日のままとなります。)</p>															
<p>【30日用】通院保険金支払限度日数変更特約</p>	<p>通院保険金の支払限度日数を90日から30日または60日に変更します。(お支払いの対象となる期間は、事故の発生の日からその日を含めて180日のままとなります。)</p>															
<p>【60日用】通院保険金支払限度日数変更特約</p>	<p>通院保険金の支払限度日数を90日から30日または60日に変更します。(お支払いの対象となる期間は、事故の発生の日からその日を含めて180日のままとなります。)</p>															
<p>一般団体傷害保険料分割払特約(猶予期間延長用)</p>	<p>年間保険料を12回に分割して払い込んでいただくことができます。取扱いの詳細は取扱代理店または引受保険会社までご確認ください。</p>															
<p>企業等の災害補償規定等特約</p>	<p>普通保険約款等に定められた書類のほか、下記①から③の書類のいずれかが提出された場合、提出された書類で証明された額(提出書類が①の場合は、災害補償規定等に規定された遺族補償額)を限度に、死亡保険金受取人(企業等)に死亡保険金をお支払いします。^(※)</p> <p>①災害補償規定等の受給者(以下「受給者」といいます。)が保険金の請求内容について了知していることを証する書類</p> <p>②受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類</p> <p>③企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類</p> <p>また、上記①から③の書類をいずれも提出できない場合には、災害補償規定等に規定された遺族補償額を限度に、被保険者の法定相続人に死亡保険金をお支払いします。^(※)</p> <p>お支払いする死亡保険金の額が死亡・後遺障害保険金額を下回る場合は、その差額に対する保険料を保険加入者に返還します。</p> <p>(※)災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額を限度とします。</p>															
<p>【後遺・入院・手術・その他用】企業等の傷害保険金受取に関する特約</p>	<p>後遺障害保険金(後遺障害保険金の追加支払を含みます。)、入院保険金、手術保険金および通院保険金についても、死亡保険金受取人にお支払いします。また、この特約で別途指定された保険金についても、死亡保険金受取人にお支払いします。</p>															
<p>【後遺・入院・手術用】企業等の傷害保険金受取に関する特約</p>	<p>後遺障害保険金(後遺障害保険金の追加支払を含みます。)、入院保険金、手術保険金および通院保険金についても、死亡保険金受取人にお支払いします。</p>															
<p>保険料確定特約(役員員包括契約特約用)</p>	<p>保険加入時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の実績に基づき算出した保険料を払込みいただくことで、保険期間終了後における確定精算が不要となります。</p>															

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

※印の用語のご説明

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^{*}のないものを除きます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療^{*}を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「就業不能」とは、被保険者がケガ^{*}を被った時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っている状態をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、就業不能とはいいません。
 - ①被保険者がケガを被った時に就いていた業務または職務の一部に従事した場合
 - ②被保険者がその教育、訓練または経験により習得した能力に相応する
 - ①と異なる業務または職務に従事した場合
 - ③被保険者の就業不能の原因となったケガが治癒したと医師^{*}の診断に基づき認められる日以降
 - ④被保険者が死亡した日以降
- 「免責期間」とは、就業不能^{*}が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入者証記載の日数をいい、この期間に対しては休業保険金をお支払いしません。
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が休業保険金を支払う限度日数で、免責期間^{*}終了日の翌日から起算して加入者証記載の期間をいいます。
- 「平均所得日額」とは、「被保険者が事故によるケガ^{*}を被ったときに就いていた業務または職務を遂行することにより得られるいっさいの報酬(賃金、賞与、臨時給与等名目および給付条件のいかんを問いません。)」から「就業不能^{*}となることにより支出を免れる金額」を差し引いた額とし、その直前12か月間に得ていた合計を365で除した額をいいます。
- 「転院」とは、入院^{*}している患者が治療^{*}・検査を受けるために、医師^{*}の指示によって他の病院に移ることをいいます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。
- 「治療に関する給付」とは、公的医療保険制度^{*}または労働者災害補償制度^{*}を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」)を含みます。
- 「病院・診療所に支払った費用」とは、公的医療保険制度^{*}における一部負担金^(*)、差額ベッド代^(*)およびその他被保険者が病院・診療所に支払った費用をいいます。
 - (*)1「一部負担金」とは、法令などの規定により治療料金の一部を被保険者が負担するものをいいます。
 - (*)2「差額ベッド代」とは、医師^{*}の指示により、特別の療養環境の病室に入院^{*}する場合において負担する一般室との差額をいいます。
- 「労災保険法等」とは、労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。
- 「病気」とは、被保険者^(*)が被ったケガ^{*}以外の身体の障害をいいます。

(*)使用者賠償責任補償特約の場合は補償対象者とします。
- 「職業性疾病」とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
- 「法定外補償規定等」とは、被保険者が補償対象者に対し、労災保険法等^{*}の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定をいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^(*)および3親等内の姻族をいいます。

(*)婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器等をいいます。)をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等(バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー等)は含まれません。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度^{*}における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療^{*}に該当する診療行為^(*)
 - (*)1①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*)2②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等^{*}の固定具を装着した場合に限ります。
 - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

(*)いずれもそのための練習を含みます。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◆ 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「ご加入時にご注意いただきたいこと」に記載の、補償が重複する可能性のある主なご契約等については、ご加入の要否をご確認ください。

・ 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) ・ 保険金額(ご契約金額) ・ 保険期間(保険のご契約期間) ・ 保険料・保険料払込方法

◆ 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・ 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ・ 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ・ 「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

ご加入時にご注意いただきたいこと

■ この保険は日本商工会議所が保険契約者となる団体契約です。

■ お申込人となれる方は各地商工会議所の会員である企業・個人事業主に限ります。

■ 被保険者（補償の対象）となれる方の範囲は各地商工会議所の会員である企業・個人事業主の従業員^{(*)1}の方全員^{(*)2}となります。ただし、貴社が建設業者の場合は、貴社と下請契約を締結する下請負人（数次の請負による場合の下請負人を含みます。）およびその役員・従業員のうち貴社からの下請業務に従事中の方全員を含みます。

(*)1 「従業員」にはパート・アルバイト・臨時雇いの方を含みます。ただし、直接雇用関係のない派遣受入労働者の方は従業員に含まれません。

(*)2 役員の方全員の実際の人数を別途加算することにより被保険者に含めることが可能です。

■ 政府労災保険にご加入されていない会員はご加入できません。

■ 申込時には、加入申込票に必要事項をご記入のうえ、日本商工会議所までご提出ください。また、加入申込票の記載内容をご確認ください。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。

■ ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

■ この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

◎ 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

■ ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえで、ご加入ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
普通傷害保険 事業主費用補償特約	他の傷害保険(団体総合生活補償保険等を含みます。) 事業主費用補償特約
普通傷害保険 傷害医療費用保険金支払特約	他の傷害保険(団体総合生活補償保険等を含みます。) 傷害医療費用保険金支払特約
普通傷害保険 休業保険金補償特約	他の傷害保険(団体総合生活補償保険等を含みます。) 休業保険金補償特約

■ お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

契約概要のご説明(普通傷害保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。なお、商品の概要、被保険者の範囲はそれぞれ次のとおりです。

- 被保険者となりうる方の名簿を備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数でご契約いただく方式です。

商品名	概要	被保険者の範囲
普通傷害保険 ★役職員包括 契約特約が セットされて いる場合	売上高等から算出される人数を被保険者数とします。 ※なお、申込人が建設業者で被保険者数を売上高から算出する場合の被保険者数には、申込人の従業員のほか、申込人と締結された下請契約における下請負人およびその役員・従業員のうち申込人からの下請業務に従事の方全員も含まれます。	「日本商工会議所業務災害補償プラン役職員包括契約明細書」の「被保険者の範囲」欄に記載の方全員(名簿の備え付けが必要となるのは、「申込人と直接雇用関係にある方」に限ります。)

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットのとおりで。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
本パンフレット5~9ページをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
本パンフレット5~9ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレット5~9ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、本パンフレット12ページ「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) ご加入後における注意事項(通知義務等)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>(特別危険な職業)をご参照ください。
- ご加入いただく保険金額については、次の①②にご注意ください。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、加入申込票の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
- ①保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・

- ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ②通院保険金日額は、入院保険金日額を超えることはできません。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容・ご加入いただいた被保険者の人数等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の合計保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料は本パンフレット記載の方法によりお支払いください。分割払の場合には、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。本パンフレット13ページ「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

6. 保険料の精算

「業務災害補償プラン」は、次の①または②のいずれかの方式をお選びいただけます。

①確定精算方式 保険料確定特約(役職員包括契約特約用)をセットせずにご契約いただけます。	ご契約締結時の直前年度の「被保険者数算出の基礎数値(年間売上高等)」に基づき算出した暫定保険料をいったんご請求させていただきます。保険期間終了後遅滞なく、保険契約締結時に使用した「被保険者数算出の基礎数値(年間売上高等)」の次年度数値が確認できる客観的資料を引受保険会社にご提出いただき、ご提出いただいた資料に基づき引受保険会社にて確定保険料を算出し、暫定保険料との差額を精算(確定精算)させていただきます。
②保険料確定方式 保険料確定特約(役職員包括契約特約用)をセットしてご契約いただけます。	ご契約締結時の直前年度の「被保険者数算出の基礎数値(年間売上高等)」に基づき算出した保険料を確定保険料としてご加入いただけます。保険期間終了後の確定精算は不要です。

いったん保険料確定方式を選択された場合には、以降毎年の継続契約についても保険料確定方式の取扱いとさせていただきます。また、保険期間の途中でこれらの方式を変更することはできませんので、ご注意ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

<受付時間>

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル(有料)】

受付時間：平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

この保険商品に関するお問い合わせは、パンフレット裏面の取扱代理店までご連絡ください。

注意喚起情報のご説明(普通傷害保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は日本商工会議所が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務・加入申込票の記入上の注意事項)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

●被保険者の「職業・職務」

●他の保険契約等^(*)に関する情報

(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

●事業種類番号・被保険者数算出の基礎数値

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

ご加入後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

①加入者証記載の職業・職務を変更した場合

②新たな職務に就いた場合

③加入者証記載の職業をやめた場合

また、①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外^(*)(特別危険な職業)に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>

下記以外の職業・職務

<ご契約の引受範囲外>(特別危険な職業)

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) その他の注意事項

■ご加入内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入ください。

(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

死亡保険金	<p>・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。</p> <p>(注) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。被保険者の同意のないままにご契約をされていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。</p>
上記以外	<p>・普通保険約款・特約に定めております。ただし、「企業等の傷害保険金受取に関する特約」をセットする契約については、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金およびこの特約により死亡保険金受取人に支払う旨が規定されている保険金についても死亡保険金受取人にお支払いします。</p>

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の雇用関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社へ解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット記載の方法により払込みください。本パンフレット記載の方法により払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いできません。

注意喚起情報のご説明(普通傷害保険)

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
本パンフレット5～9ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

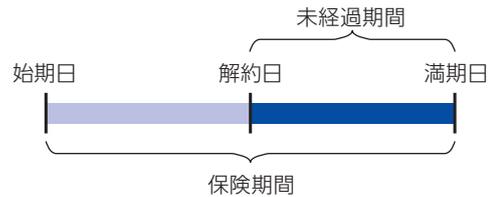
5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、本パンフレット記載の方法により払込みください。本パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、「日本商工会議所 業務災害補償プラン役職員包括契約明細書」において区分された被保険者全員が死亡された場合には、その区分については、失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金



ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社へ速やかにお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

<受付時間>

平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

受付時間：平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

この保険商品に関するお問い合わせは、パンフレット裏面の取扱代理店までご連絡ください。

事故が起こった場合の手続

■保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

■保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下書類のうち引受保険会社が求めるもの

引受保険会社所定の保険金請求書
引受保険会社所定の同意書
事故原因・損害状況に関する資料
被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
引受保険会社所定の診断書
診療状況申告書
公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
死亡診断書
他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
被保険者であることを確認するための書類(保険契約者備付名簿(写)、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書(兼事故証明書)、請負契約書(写)、発注書(写)等)
受給者と被保険者の関係を証する書類(戸籍謄本、住民票、政府労災「遺族補償年金請求書(写)」、受取人の社内使用の「家族名簿」等)

※事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

■代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方も必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

■保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)1をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*)2を終えて保険金をお支払いします。(*)3

(*1)

保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*2)

保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3)

必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

■保険金請求権について

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

個人情報取扱について

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社

<ご連絡先>

■ 取扱代理店 ■

■ 商工会議所名 ■